

産業廃棄物処理業 廃止・変更届出書について

- 届出事項に変更があった場合には、産業廃棄物処理業廃止・変更届出書（様式第十一号）の提出が必要となります。正本1部、副本1部（副本は申請者控えとなります。）を用意してください。
※正本は、日本産業規格A4判の紙サイズで、両面ではなく、片面印刷してください。
- 産業廃棄物処理業の変更届出は、変更があった日から10日以内（ただし、法人で、履歴事項全部証明書の添付を必要とする内容につきましては、30日以内）に提出していただく必要があります。変更があった場合にはその都度提出願います。
副本が必要な方につきましては、返信先を記載した返信用封筒又はレターパックをご用意ください。許可証の書き替え（※）が必要な方は、本県で新許可証を発行後、届出者に対して現行許可証の原本を提出するよう連絡しますので、届出者は本県に対して返送先を記載した許可証の返信用レターパック（赤・青を問いません）同封のうえ、現行許可証の原本を郵送してください。本県にて現行許可証の原本を受領後、新許可証を届出者に郵送します。
※ 一部廃止、住所の変更、代表者の変更、氏名・名称の変更、処理施設（積替え保管施設、処分業）の変更の場合で電子許可証を所有している事業者の方は、それを印刷した物（許可証の写しと同じ扱いとなります）を届出書に添付してください。

変更届出のうち、電子許可証の書き換えを行った場合には、書き換え後に電子許可証の原本確認を行います。下記ページにアクセスし、電子許可証のデータを提出してください。

電子許可証の提出 URL : [【\(特別管理\) 産業廃棄物処理業の電子許可証届出フォーム】](#)

電子許可証の提出案内 : [電子許可証の提出方法について.pdf](#)

- 変更届の審査会場の設置
令和6年4月から申請書/変更届の審査会場を新設しています。そのため、書類の作成及び審査に関する相談は下記窓口までお願いいたします。

審査会場	茨城県産業廃棄物処理業 許可申請等受付会場
場 所	〒310-0852 茨城県水戸市笠原町978番25 茨城県開発公社ビル2階
営業時間	平日9:30~17:00
T E L	029-291-7315
F A X	029-291-7316

○ 廃止または変更の届出の提出先について

受付会場混雑緩和のため、原則として郵送にて届け出て頂きますようお願いします。

提出先 〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

茨城県県民生活環境部廃棄物規制課不法投棄対策室（茨城県庁 14 階）

届出方法等

（1）届出部数 正副 2 部 副本は届出の控えとなりますので、正本の写し（コピー）で構いません。

（2）手数料 無料です。

（3）届出方法 届出方法は郵送と持参の 2 種類です。

ア 郵送（原則として郵送での御協力をお願いします）

郵送で届出される場合は、副本（届出者の控え）を郵送するためのレターパックか返信用封筒（副本の重量に応じた郵便切手を貼付し、宛名を記載したもの）を同封してください。

イ 持参 上記審査会場が営業している時間帯にお持ちください。

当日中に「受付印」が必要な場合は、審査会場でチェックを受けた後、県庁廃棄物規制課にお越しください。

○ 変更の届出が必要な事項

収集運搬業・処分業共通

- ・住所
- ・氏名又は名称
- ・代表者
- ・役員や株主・出資者（注 1）
- ・事務所の所在地（注 2）
- ・事業の用に供する施設（注 3）
並びにその設置場所及び構造又は規模

収集運搬業のみ

- ・運搬車両又は運搬船（注 3）
- ・駐車場
- ・積替保管の有無（有り→無し）（注 4）

＜積替え保管を含む許可の場合＞

- 積替保管の場所に関する
- ・所在地
- ・面積
- ・取り扱う産業廃棄物の種類（注 5）
- ・積替えのための保管上限
- ・産業廃棄物の保管の高さのうち最も高いもの

処分業のみ

- 保管場所に関する
- ・所在地
- ・面積
- ・保管する産業廃棄物の種類（注 5）
- ・処分等のための保管上限
- ・産業廃棄物の保管の高さのうち最も高いもの

（注 1） 発行済株式総数あるいは出資の額の 100 分の 5 以上の者に限る。

（注 2） 単に住所表記が変わるだけの場合は除く。（例：区画整理で番地が変更となった場合）

（注 3） 運搬容器その他これに類するものは除く。なお、処分業の場合、事業の用に供する処理施設の変更内容（例：破碎機の追加など）によっては、変更届の前に施設の許可手続きが必要となる場合がありますのでご注意ください。

（注 4） 反対に「無し→有り」に変更する場合は、変更届ではなく事業範囲の変更許可申請が必要です。

（注 5） 当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等が含まれる場合にはその変更を含む。

○変更事項に関するよくあるお問合せについて

【代表者】

Q1 既存の役員が代表者となる場合、省略できる書類は？

A1 住民票や成年被後見人・被保佐人として登記されていないことの証明書を省略できます。

【役員】

Q2 役員の役職名の変更、既存の株主が役員になる場合（全体として新規・退任がない）、省略できる書類は？

A2 届出自体が不要です。

【株主】

Q3 株主が減少する場合や既存の役員が株主となる場合、省略できる書類はあるか？

A3 住民票や成年被後見人・被保佐人として登記されていないことの証明書を省略できます。

Q4 株式の保有割合が変わる場合（5%以上を保有すること、株主自体に変更はない）、届出は必要か？

A4 届出は不要です。

Q5 株主の法人を追加する場合、どのような書類が必要か？

A5 追加する株主の履歴事項全部証明書が必要になります。

【政令使用人】

Q6 政令使用人が退任する場合、省略できる書類はあるか？

A6 住民票や成年被後見人・被保佐人として登記されていないことの証明書を省略できます。

【役員等の共通】

Q7 法人の役員、令第6条の10に規定する使用人、株主又は出資者の住所が変更になる場合、届出は必要か？

A7 届出は不要です。

Q8 役員・株主・政令使用人の姓、株主の商号が変更になる場合、届出は必要か？

A8 届出は不要です。

【車両】

Q9 車両を廃止する場合、省略できる書類はあるか？

A9 車両の写真、自動車検査証記録事項を省略できます。

Q10 車両番号が変更になる場合、届出は必要か？

A10 届出は必要です。

Q11 車体の形状が変更になる場合、届出は必要か？

A11 届出は必要です。

Q12 車両の最大積載量が変更になる場合、届出は必要か？

A12 届出は不要です。

Q13 運搬容器が変更になる場合、届出は必要か？

A13 届出は不要です。

1 提出書類、様式について

届出書	留意事項
産業廃棄物処理業 廃止・変更届出書 第一面 ※収集運搬と処分で 様式は共通です	<ul style="list-style-type: none">左上に様式第十一号（第十条の十関係）と記載されたものです。許可年月日及び許可番号については、直近の許可証に記載されたものを記入してください。許可番号は、許可証の右上に記載された十一桁の数字です。産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業の両方の許可を有しており、共通する事項を変更する（氏名・名称の変更や役員の変更など）場合は、特別管理産業廃棄物処理業廃止・変更届出書を併せて提出してください。届出書中段にある新旧対照表には、住所、氏名・名称、事務所及び事業場、車両・船舶、処理施設（駐車場を含む）の変更の内容を記入してください。届出書下段にある表には、役員、100分の5以上の株主又は出資者、政令で定める使用人、法定代理人の変更の内容を記入してください。役員の異動や株式の割合については、様式の「役員、株主又は出資者の新旧対照表」に記載願います。書類の記入方法については、別添の記載例を参照してください。
新旧対照表1 (届出用)	<ul style="list-style-type: none">変更事項について○を付けてください。

2 添付書類について

(届出事項ごとに必要な添付書類が異なります。※届出事項以外の添付書類は不要です。)

(1) 廃止届

届出事項	添付書類
一部廃止・全部廃止	
<input type="checkbox"/> 茨城県の許可証の写し（全部廃止の場合は最初から許可証の原本を提出してください。電子許可証を所有している事業者の方は、それを印刷した物を添付し、電子許可証のデータは削除してください。） ・許可証が電子データ（PDF形式）の場合は、廃止届出書にプリントアウトしたものを添付するほか、「いばらき電子申請・届出サービス」の下記専用フォームに許可証のデータを登録してください。 <専用フォーム> 【(特別管理) 産業廃棄物処理業の電子許可証届出フォーム】 <電子許可証の提出案内> : 電子許可証の提出方法について.pdf	

(2) 変更届について

●許可証の書き換えが必要な変更届

代表者の変更（氏名を含む）

- 届出者の履歴事項全部証明書（現在事項全部証明書は不可です）。
(法人であり、代表者を変更する場合添付。発行の日から3か月以内の原本に限る。)
- 住民票（最新の本籍地及び住所が記載されているものに限る）
- 成年被後見人・被保佐人として登記されていないことの証明書
(発行から3か月以内の原本に限ります。)
- 茨城県の許可証の写し※ 電子許可証の場合は、印刷して届出書に添付してください。

【留意事項】

- ・住民票や登記されていないことの証明書が必要となるのは、新たに就任した役員の分のみです。既存の役員から代表取締役に就任された方については、添付不要です。
市町村で取得できる身分証明書ではありませんのでご注意ください

住所の変更

- 【個人の場合】住民票（最新の本籍地及び住所が記載されているものに限る）
- 【法人の場合】法人の履歴事項全部証明書（現在事項全部証明書は不可）。
- 変更後の住所付近の見取図
- 茨城県の許可証の写し※ 電子許可証の場合は、印刷して届出書に添付してください。

【留意事項】

- ・見取図は、事務所の見取図の様式を使用してください。目印になる道路や鉄道、建物等が確認できれば手書きのものでも構いません。
- ・法人の場合、本店所在地の変更が住所の変更に該当します。本店所在地以外の住所変更については、事務所及び事業場の変更になります。

【個人】氏名 【法人】名称の変更

- 【個人の場合】住民票（最新の本籍地及び住所が記載されているものに限る。）
- 【個人の場合】成年被後見人・被保佐人として登記されていないことの証明書
- 【法人の場合】定款の写し（商号変更後のもの）
- 【法人の場合】法人の履歴事項全部証明書
- 茨城県の許可証の写し※ 電子許可証の場合は、印刷して届出書に添付してください。

注意点

- ・許可証が電子データ（PDF形式）の場合は、廃止届出書に印刷したものを添付するほか、「いばらき電子申請・届出サービス」の下記専用フォームに許可証のデータを登録してください。

＜専用フォーム＞ [【\(特別管理\) 産業廃棄物処理業の電子許可証届出フォーム】](#)

＜電子許可証の提出案内＞：[電子許可証の提出方法について.pdf](#)

●許可証の書き換えが不要な変更届
役員、株主・出資者、政令で定める使用人、法定代理人の変更
<input type="checkbox"/> 届出者の履歴事項全部証明書 (法人であり、役員（監査役・相談役・顧問・会計参与・会計監査人等を含む）を変更する場合添付。 発行の日からから 3か月以内の原本に限る。)
<input type="checkbox"/> 役員、株主又は出資者の新旧対照表 <input type="checkbox"/> 住民票（最新の本籍地及び住所が記載されているものに限る。） <input type="checkbox"/> 成年被後見人・被保佐人として登記されていないことの証明書（発行から 3か月以内の原本に限る。） <input type="checkbox"/> 株主・出資者の履歴事項全部証明書（変更する株主・出資者が法人である場合のみ添付） <input type="checkbox"/> 政令で定める使用人であることが分かる書類（政令で定める使用人を変更する場合のみ添付） 例）使用人の権限を有していることを証する書類、使用人が支店の代表者であることが分かる組織図等 <input type="checkbox"/> 茨城県の許可証の写し※ 電子許可証の場合は、印刷して届出書に添付してください。
事務所・事業場の変更
<input type="checkbox"/> 変更後の事務所の付近の見取図 <input type="checkbox"/> 茨城県の許可証の写し※ 電子許可証の場合は、印刷して届出書に添付してください。
車両、船舶の変更
<input type="checkbox"/> 運搬車両・運搬船舶一覧 <input type="checkbox"/> 自動車検査証記録事項又は船舶国籍証書及び船舶検査証書の写し <input type="checkbox"/> 賃貸借契約書や使用承諾書の写し <input type="checkbox"/> 運搬車両・運搬船舶の写真 <input type="checkbox"/> 茨城県の許可証の写し ※ 電子許可証の場合は、印刷して届出書に添付してください。
【留意事項】
<ul style="list-style-type: none"> 運搬車両・運搬船舶一覧は、新規・車両だけでなく、登録しているすべての車両（継続・廃止を含む）を記入してください。 自動車検査証記録事項、賃貸借契約書や使用承諾書の写し、運搬車両の写真は、新規車両のみ必要となります。継続車両・廃止車両の分は不要です。 自動車検査証記録事項の写しは、受付時点で有効期限内のものに限ります。 賃貸借契約書や使用承諾書の写しは、自動車検査証記録事項又は船舶国籍証書及び船舶検査証の写しでは、届出者に車両・船舶の使用権原があることが分からぬ場合のみ添付してください。 なお、受付日において使用権原が有効であることが確認できるものを添付してください。 例）契約書に当事者間で異議がない場合は自動的に更新する旨記載されている、覚書で現在も継続して有効である旨当事者間で同意している等 運搬容器の変更については届出不要です。 運搬車両・船舶の写真については、産業廃棄物収集運搬業許可申請書添付書類の No. 16 を参照ください。

駐車場・処理施設の変更

○収集運搬業の場合

- 変更後の駐車場の付近の見取図、駐車場内の配置図
 - 土地の所有権を有している場合は、施設（駐車場）の土地の登記事項証明書
 - 土地の所有権を有していない場合は、土地の賃貸借契約書又は使用承諾書の写し
 - 茨城県の許可証の写し※ 電子許可証の場合は、印刷して届出書に添付してください。
- ※ 積替保管施設の変更の場合は、処分業の場合と同じ書類を添付してください。

【留意事項】

- ・ 見取図は、事務所の見取図の様式を使用してください。目印になる道路や鉄道、建物等が確認できれば手書きのものでも構いません。
 - ・ 配置図は、駐車する車両の位置が分かるよう□で囲む、斜線を引く等してください。
 - ・ 入口、建屋などがあれば記載してください。
 - ・ 駐車場が複数ある場合はそれぞれ配置図を貼付する
 - ・ 駐車スペースを四角等で分かるように記入（車両台数分）
 - ・ 賃貸借契約書又は使用承諾書の写しは、受付日において有効であることが確認できるものを添付。
- 例) 契約書に当事者間で異議がない場合は自動的に更新する旨記載されている、覚書で現在も継続して有効である旨当事者間で同意している等

○処分業の場合（処理施設の変更内容によって、許可証の書き換えが必要な場合があります。）

- 変更後の事業の用に供する施設（保管の場所を含む。）の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図
- 施設設置許可関係書類の写し（例：施設設置許可証、使用前検査結果通知書、軽微変更届出）
- 土地の所有権を有している場合は、土地の登記事項証明書
- 土地の所有権を有していない場合は、土地の賃貸借契約書又は使用承諾書の写し
- 茨城県の許可証の写し※ 電子許可証の場合は、印刷して届出書に添付してください。

【留意事項】

- ・ 平面図等は、施設設置許可申請や軽微変更届出で提出したものを添付願います。
- ・ 賃貸借契約書又は使用承諾書の写しは、受付日において有効であることが確認できるものを添付してください。

例) 契約書に当事者間で異議がない場合は自動的に更新する旨記載されている、覚書で現在も継続して有効である旨当事者間で同意している等

（その他注意事項）

- 1) 産業廃棄物処理業廃止・変更届出は事後報告です。届出前に住所変更や追加車両の使用等をしても問題ありません。
- 2) 産業廃棄物処理業廃止・変更届出書と特別管理産業廃棄物処理業廃止・変更届出書を同時に提出する場合、登記事項証明書、住民票、登記されていないことの証明書の原本添付が必要となるのは片方の届出書のみです。もう片方の届出書は写しの添付に代えることができます。
- 3) 許可証に記載された「事業の範囲」を変更する場合（取り扱う産業廃棄物の種類の追加など、但し、事

業の（一部）廃止を除く）には、変更届出書の提出ではなく、別途、事業範囲の変更許可を申請し、許可を受ける必要があります。

- 4) 商業登記簿謄本等の公的機関が発行する書類（住民票を除く）については、3ヶ月以内の原本を添付してください。
- 5) 捕正の指示を受けた書類については届出日から1ヶ月以内に提出するようお願いいたします。